

2022 年度 京都先端科学大学 公的研究費の運営・管理に関する不正防止計画

財務課（防止計画推進部署）
研究・連携支援センター

京都先端科学大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、京都先端科学大学における公的研究費の管理、運営及び監査に関する必要な事項を定めた「公的研究費運営・管理及び監査規程」を平成 26 年 11 月 1 日に施行した。同ガイドライン及び同規程に準拠し、以下の通り公的研究費を公正かつ適正に取り扱うために、公的研究費の執行に関わる全ての教職員を対象に、運営・管理に関する不正防止計画を策定する。

ガイドライン項目		一般的な不正要因	2022 年度不正防止計画
第 1 節	機関内の責任体系の明確化	機関内の責任者の役割が不明瞭	・最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（研究・連携支援センター長）、コンプライアンス推進責任者（学部長・研究所等の組織の長）コンプライアンス推進事務責任者（研究連携部部長）等の責務について、学内委員会等を通して周知する（別紙 1）。
		責任者の主体的な関わりが不足している	・コンプライアンス推進責任者が定期的な啓発活動を実施する。
第 2 節	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	自覚、知識の不足	・昨年度から引き続き、コンプライアンス研修会を開催し、誓約書の提出を求める
		通報先が不明	・公的研究費の不正使用に関する申告窓口を内部監査部とし、電話番号を HP にて公開している。研究費ハンドブックにも掲載して周知する。
第 3 節	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正防止計画の学内周知不足	・コンプライアンス研修等で周知する。
第 4 節	研究費の適正な運営・管理活動	執行管理の不行き届き	・コンプライアンス推進責任者による年 2 回の収支簿の確認と執行指導を行う
		空出張、目的外出張	・コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進事務責任者による出張命令書及び復命書のチェックを行う
		業者との癒着	・財務課による一式税込 10 万円以上の物品の発注プロセスにおけるチェックを行う ・コンプライアンス推進事務責任者による納品検収を行う ・業者に不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める（年度で 10 回以上の取引があり、かつ 50 万円以上の取引が 1 回以上ある業者）
		臨時職員人件費の過払い等	・臨時職員に研究・連携支援センター等の事務室での出勤簿押印を求め、勤務実態把握としっかり事故防止を徹底する
		物品購入後の管理不行き届き	・換金性の高い物品について事務部門でリスト管理を行い、定期的に現物の所在確認を行う。
第 5 節	情報発信・共有化の推進	学内への周知不足	・公的研究費に関する相談窓口を研究・連携支援センターとしている。最新の不正防止の取り組みと合わせて学内 HP 等で周知する。
第 6 節	モニタリングの在り方	内部監査指摘事項の教員へのフィードバックが不十分	・コンプライアンス研修において、内部監査指摘事項に基づいた重点項目について啓発、周知する。

(別紙1)

本学の公的研究費の管理・運営責任体制

(「公的研究費の運営管理及び監査規程」による)

